

取扱区分:「公開」

## 第19回周南市都市計画審議会

### 議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております  
(発言そのものの記載ではありません)

平成25年8月2日(金) 14時～  
キリンビバレッジ周南庭球場管理事務所 1階会議室

## 第19回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成25年8月2日（金） 14時～
- 2 開催場所 キリンビバレッジ周南庭球場管理事務所 1階会議室
- 3 出席委員 石川英樹会長・藤井英雄委員・目山直樹委員・杉村勝美委員・山本敏文委員・岩田淳司委員・金子優子委員・岸村敬士委員・田村隆嘉委員・福田健吾委員・山本俊之委員・岩本和美委員・西野賢治委員（代理 課長 飯分優）・澤田小恵子委員・中村優子委員・中野洋介委員・廣澤和己委員
- 4 欠席委員 小田敏雄委員
- 5 出席幹事 課長 岡村洋道 ・ 課長補佐 有馬善己
- 6 事務局 都市計画課 山本・長栄
- 7 関係人 環境政策課 野崎課長・林主幹・武居係長  
中心市街地整備課 中村課長・野村課長補佐・原田主査
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 9 議題及び内容
  - ① 周南都市計画と畜場の変更（周南市決定）
    - 1 周南地区食肉センター
- 10 報告事項
  - ① 都市計画道路の見直しについて（中間報告）
  - ② 周南市中心市街地活性化基本計画について
- 11 議事の要旨

開会 14時

開会宣言

委員の定数報告

副市長挨拶

委員紹介

会長選出

(幹事)

本審議会の会長の選出についてお諮りいたします。

本審議会条例施行規則第2条の規程に基づき、学識経験委員の中から、指名推薦または選挙により選出することとなっています。

どなたか、学識経験委員の皆様の中で、立候補または御推薦をいただけませんか。

(委員)

引き続き、前会長の徳山大学教授石川英樹委員にお引き受けいただくのが一番よろしいのではないかと思います。

石川先生をご推薦いたします。よろしく願いいたします。

(幹事)

ただいま、石川先生推薦のお声ありがとうございました。皆さんいかがでしょうか。

それでは皆様から拍手をいただきましたので新会長をご承認いただいたということにさせていただきます。

会長に選出されました石川委員には、会長席の方へお願いいたします。

それでは石川会長から一言お願いします。

(会長)

石川でございます。

ただいま本審議会の会長をお引き受けいたしました。まことに恐縮しております。

都市計画のさまざまな事案に関しまして、委員の皆様からのご協力をたまわりながら、審議会を進めさせていただこうと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(幹事)

ありがとうございます。

続きまして、会長より、職務代理をお願いする委員をご指名いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、引き続きまして本日欠席しておられますが小田委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

ご異議はございませんでしょうか。

ありがとうございました。

(幹事)

それでは、引き続き小田委員に職務代理をお願いいたします。よろしく申し上げます。

これからの進行は、石川会長にお願いしたいと思います。

石川会長、よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまより審議に入ります。

お手元の議事次第に従い進めてまいります。初めに議事録の署名人についてお諮りしたいと思います。

議事録の署名委員を山本敏文委員と廣澤和己委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、山本委員、廣澤委員どうかよろしく申し上げます。

事務局から何かありますか。

(幹事)

1点お願いと1件報告がございます。

この会議は、議事録作成の都合上、録音をしております。委員の皆様には、お手数ですが、ご発言の際、お名前を名乗っていただきますよう御協力お願いいたします。

報告としまして、本日の傍聴定数は10名でございますが、傍聴者は0名でございます。事務局からは以上です。それでは、審議をよろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。

本日は、1件の諮問事項と2件の報告事項が提出されています。

本日ご持参いただいております「第19回周南市都市計画審議会議案」の諮問第1号から審議をしていただきます。採決の方法は異議の有無による採決としたいと思います。

議題の宣言、議案の説明を幹事から受けた後、質疑をお受けいたします。

続きまして討論に入ります。その後に採決する運びとなります。

それでは幹事より、諮問第1号議案の議題の宣言及び議案の説明をお願いします。

#### (幹事)

幹事の岡村でございます。

それでは議案第1号につきまして、議題の宣言をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号。周都第530-1号。平成25年8月2日。

周南市都市計画審議会 会長 様。周南市長 木村健一郎。

周南都市計画と畜場の変更について 諮問

下記のとおり、都市計画と畜場を変更することについて、貴会の意見を求めます。

周南都市計画と畜場の変更 周南市決定

周南都市計画と畜場を次のように変更する。

議案書の2ページをお願いいたします。

都市計画と畜場中 1 周南地区食肉センターを廃止する。

区域は計画図表示のとおり

理由

周南地区食肉センターは、周南地区における食肉の安定供給を目的として、旧新南陽市と光市に立地していた既存のと畜場を統合した新たなと畜場として、昭和50年7月の都市計画決定を経て建設され、昭和51年9月に施設の稼働を開始しました。

その後、食肉の流通形態や社会経済情勢の変化から、当施設におけると畜処理頭数が激減し、当施設は平成23年3月に稼働を停止しました。

このように、当該地におけると畜場の立地が今後見込まれないことから、当該と畜場の廃止を行おうとするものです。

続きまして議案の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

位置図を示しております。

今回、と畜場の廃止をする区域は、赤線で示す部分でございまして、面積は約0.6ヘクタールでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

計画図を示しております。

と畜場の区域につきまして、黄色の線にて表示しております。

と畜場の廃止ですので、黄色の線のみが表示となります。

議案書の5ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しております。

表の上、赤字が変更前、表の下、黒字が変更後の内容でございます。

と畜場の都市計画を廃止するものです。

続きまして、周南地区食肉センターの経緯についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

先ほどの議案書の理由でも申し上げたとおり、周南地区食肉センターは、都市計画  
上は「と畜場」として、昭和50年7月に都市計画決定し、昭和51年9月より稼働を  
開始しました。

その後、周南地域における食肉処理を行ってまいりましたが、食肉の流通形態や社会経済情  
勢の変化により、と畜処理頭数が激減したため、平成23年3月に施設の稼働を停止し、  
組合において当該施設の廃止の方針の決定がされたところです。

以上のことから、今後と畜場の立地が見込まれないため、都市計画と畜場の位置づけを  
やめる、いわゆる廃止を行おうとするものです。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

本件に関する説明会を5月9日に新開作南公会堂で開催しました。出席者は2名でした。

また、5月2日から5月23日まで、都市計画素案を縦覧に供し、周知を図りました。

公聴会につきましては、公述の申出がありませんでしたので開催しておりません。

続きまして、都市計画の案の縦覧でございます。

市において素案のとおり都市計画の案を決定し、6月17日から7月1日までの2週間、  
市都市計画課において縦覧を行いました。縦覧者はおられず、また意見の提出もあ  
りませんでした。

今後の都市計画の手続きでございますが、本件は市が決定するものでございまして、  
本日のご審議、ご決定いただきましたら、県との協議を行います。

この協議を経て、市が変更の告示を行い、正式な決定となります。

なお、変更の告示は今月中旬を予定しております。

手続きといたしましては、以上のとおりです。

議案第1号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

また、パワーポイントの色が画面上きちんと出ていないところがございます。

お詫びいたします。

(会長)

ありがとうございました。

幹事から説明がありましたが、第1号議案につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

なお、議事録の作成上、ご意見、ご質問の際には名前を告げられてご発言をお願いいたします。

(委員)

周南地区食肉センターの廃止ということなのですが、跡地の利用は見当はついているのでしょうか。と言いますのも、私は周南地区食肉センターの委員もしております、かなり赤字があるらしいと聞いております。現実的にその跡地は売れるのだろうかということも気になりますし、公園にするのかどうするのかお聞かせ願えたらと思います。

(環境政策課)

今ご質問の跡地につきましては、2種類ございます。

今三笹公園という地区の公園として使っておりますが、これもと畜場として都市計画決定がされております。これにつきましては、この廃止の説明会でぜひ公園のまま残してほしいということで組合を構成しております光市、下松市と協議しております引き続き公園として利用する予定です。残りの今言われたと畜場につきましては、組合の財産として売却処分したいと考えております。これにつきましては手続きを経て売却処分できるようにしたいと思います。

(委員)

一部は公園で、残りにつきましては売却処分されるということですが、大手企業の駐車場にされるのかわかりませんが、普通に考えてと畜場の跡地ということで売却が難しいのではないかと思います。売れる可能性は高いのでしょうか。

(環境政策課)

今ここで可能性について申し上げるといわけにはいきませんが、できるだけ売却処分する方向でございます。

(会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

今公園をそのまま利用されるとのことですが、公園として利用される場合に、どのくらいの利用人数をお考えでしょうか。

それともう1つは、と畜場は売却予定とのことでしたが、売却価格の算定方法をお聞かせ願えないでしょうか。

#### (環境政策課)

これにつきましては、平素はお年寄りのゲートボール、または子供さんの遊び場、また夏には三笹フェスティバルといたしまして近隣の自治会の夏祭りなどがあります。

人数がどのくらいかということですが、約300名程度だと思います。

価格の方になります、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼しますので、それに基づきまして時点修正を行った後、売却価格を決定したいと考えております。

これも下松市、光市と協議しながら進めていきたいと考えております。

#### (委員)

先ほど公園はそのままということのお話でしたが、祭り等に利用する、300名くらいの利用人数ということですが、通常私どもがあつちの辺りを拝見しますと日頃遊んだりで公園を利用される方はほとんどいらっしゃいません。その状態で残すというのはいかなるものかなと思います。

それと価格査定についてですが、実際にここはと畜場ということで先ほど他の委員さんからも言われましたけれども、購入される方がある程度限定されるのではないかと思います。どのように公募されるんですか。

#### (環境政策課)

価格につきましては、不動産鑑定士に依頼します。その際に、と畜場だったということは鑑定評価に影響しないと聞いていますが、実際には今から周南3市で協議をして、おそらく公の施設ですので公募による入札方式で売却先を選定していくことになります。

#### (会長)

その他、ご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

#### (委員)

なし。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。

諮問第1号の周南都市計画と畜場の変更につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、諮問第1号議案に対する答申については、原案どおり承認します。

可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、報告事項の都市計画道路の見直しについて、現在、本審議会の特別委員会で審議をさせていただいておりますので、特別委員会から中間報告を受けたいと思います。

(委員)

特別委員会の会長をしております目山と申します。

私の方からご報告をしたいと思います。

都市計画道路の見直し調査検討につきましては、本審議会から特別委員会に附託を受けまして昨年11月に第1回委員会を開催し、これまで5回の委員会を開催しております。

特別委員会では本審議会から私を含めて6名が参加し、委員の皆様にはご熱心に審議をさせていただいております。

前回3月の都市計画審議会の際に経過報告をさせていただきましたが、今回引き続きまして特別委員会でこれまで審議した内容につきまして中間報告をさせていただきます。詳細につきましては、事務局の方から報告をお願いします。

(幹事)

それでは、「都市計画道路の見直しについての中間報告」について、事務局からご説明いたします。

お手元の報告事項資料をご覧ください。

まず、ここで簡単にこれまでの経緯等についてご説明します。

この都市計画道路見直し特別委員会は昨年6月の都市計画審議会において、特別委員会の設置と見直しに係る調査検討を特別委員会に附託することをご決定いただきまして、昨年7月に設置し、昨年11月から本年6月までに計5回開催しております。

まず第1回では、見直し検討の対象路線17路線36区間の選定を行い、第2回で、その対象路線について現地の視察を行っていただきました。

第3回では見直し検討対象路線の必要性の検証、評価の考え方についてご審議いただきました。必要性の検証・評価の考え方については、検証項目を「計画の趣旨・位置づけ」、「路線または区間の有する機能」、「整備実現性」、「機能代替の可能性」の4つに設定し、路線ごとに検証を行い、その結果を踏まえた総合的評価により、必要性を判断することといたしました。

そして、第4回、第5回で、その検証結果を基に整理した見直しの方向性についてご審議いただきましたので、本日ここでご報告させていただくものでございます。

まず、説明に使用する資料ですが、今回お配りしております「資料1 見直し検討対象路線・区間におけるグループ別一覧表」、「資料2 全域図」となります。あわせて、お手元のパワーポイントの資料を使用してご説明いたします。

「資料2 全域図」につきましては、見直し対象路線を緑と赤で表示しており、緑が存続を検討する区間、赤が廃止を検討する区間としております。

続いて、見直しの方向性についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

方向性を検討していく上で、大きく3つの分類になりましたので、そのグループ別にご説明したいと思います。

まず、グループ1についてご説明いたします。

グループ1につきましては、「都市間を結ぶ連携軸となる路線や都市内の拠点地域間を結ぶ路線など、周南市都市計画マスタープランにおいて幹線道路としての位置づけがある主要な道路であり、都市計画道路としての必要性が高い路線」として「存続検討」の方向で整理した路線・区間をまとめております。

このグループに該当するのは、①の中央通線、⑩の中央通り線、②の徳山停車場線、⑧の給島線になります。

資料2の全域図及び前方のスクリーンにて順にご説明いたします。

①の中央通線、⑩の中央通り線につきましては、現在県道下松新南陽線として共用されておりまして、お隣の下松市と本市を結ぶ主要な道路として位置づけられ、引き続き都市計画道路としての必要性が高い路線です。

②の徳山停車場線、⑧の給島線につきましても、都市内の地域核となる拠点間を結ぶ主要な道路として位置づけられ、引き続き都市計画道路として必要性が高い路線です。

次に、グループ2についてご説明いたします。

グループ2につきましては、「市街地内の骨格道路としてネットワーク形成上必要であり、歩行者空間や通学路の確保といった交通機能や都市防災上必要な機能の確保など都市計画道路としての必要性が高い路線」として「存続検討」の方向で整理した路線・区

間をまとめております。

このグループに該当するのは、④の大迫田代々木線、⑤の慶万浦山線のB・D・E区間、⑨の泉原合田藪線、⑪の川崎平野線のB・C区間、⑮の環状線になります。

④の大迫田代々木線につきましては、中心市街地と周南団地を直接結ぶアクセスルートとして交通需要が見込まれ、また、東西に走る中央通り線や南北に走る遠石一の井手線の混雑緩和が図られるなどの交通機能上の必要性が高い路線となっています。

⑤の慶万浦山線のB・D・E区間、⑨の泉原合田藪線につきましては、先ほどグループ1の中でご説明した②の徳山停車場線のD区間とともに、三田川交差点をバイパスするルートとして、交通需要が見込まれ、また、市街地の道路ネットワークを形成する上で必要性が高い路線となっています。ただし、慶万浦山線や徳山停車場線につきましては、整備において地形条件等の課題があります。

⑪の川崎平野線のB・C区間、⑮の環状線につきましては、富田川周辺の政所地区や川崎地区を経由する交通需要が見込まれ、また、市街地の道路ネットワークを形成する上で必要性が高い路線となっています。

次に、グループ3についてご説明いたします。

グループ3につきましては、「その路線の持つ機能については現道等を活用した機能代替が可能と考えられる路線であり、交通需要が低いなど都市計画道路としての必要性が低い路線」として「廃止検討」の方向で整理した路線・区間をまとめております。

このグループ3に該当するのは、⑤の慶万浦山線のA・F・G・H区間、③の北山合田町線、⑥の北山西松原線、⑦の榑浜馬屋線、⑪の川崎平野線のF・H区間、⑫の寿西町線、⑯の上迫線、⑬の中開作線、⑭の宮の前線、⑰の駅北2号線になります。

資料2の全域図及び前方のスクリーンまたはお手元のパワーポイント資料をご覧ください。

グループ分けした理由以外に課題等のある路線や区間につきましては個別にご説明いたします。

⑤の慶万浦山線です。

A区間につきましては、現地の高低差が大きく掘割構造になってしまうなど、周辺へ与える影響が大きく、整備の実現性に大きな課題があります。

また、F・G・H区間についてもA区間と同様に、山麓の傾斜地に建物が立地しており、大規模な地形改変を必要とし、周辺市街地への影響も大きいなど整備の実現性に大きな課題があります。

この路線の廃止検討に伴いまして、③の北山合田町線、⑥の北山西松原線につきましては、都市計画道路の接続先がなくなりますので、同様に廃止検討で整理しております。

続いて、⑦の榑浜馬屋線です。

榑浜馬屋線につきましては、榑ヶ浜駅北側に計画のある駅前広場を含む駅機能改良等

の事業実施の見込みがなく、廃止検討で整理しております。

続いて、⑪の川崎平野線です。

川崎平野線のF・H区間につきましては、中央通り線が南に並行しているなど、現道等による代替が可能であるため、廃止検討で整理しております。

続いて、⑫の寿西町線と⑬の上迫線です。

寿西町線につきましては、県道徳山新南陽線との接続について、整備の実現性に大きな課題があります。

また、上迫線につきましても、国道2号線との交差部において立体交差によりボックス等の整備が必要となるなど、整備の実現性に大きな課題があります。

続いて、⑭の中開作線です。

中開作線につきましては、長田地区へのネットワークにつきましても市道瀬ノ上津木線により確保されていることから、廃止検討で整理しております。

続いて、⑮の宮の前線です。

宮の前線につきましては、西に並行する都市計画道路中溝線などへの機能代替が可能であることから、廃止検討で整理しております。

続いて、⑯の駅北2号線です。

駅北2号線につきましては、北に並行する都市計画道路中央通り線や現道による機能代替が可能であることから、廃止検討で整理しております。

以上が、見直しの方向性についての説明となります。

今後の予定ですが、これまでご審議いただきました内容をもとに、事務局において、庁内や関係機関等に寄せられている地域からの要望やこれまで行われてきた各地区でのまちづくりへの取組状況やその課題などを整理し、都市計画道路の見直し後の特に廃止検討路線の周辺のまちづくりのあり方や代替機能の確保等について詳細な検討を行いたいと考えております。

また、都市計画道路網全体としての妥当性や道路の配置が適切か等の検証もあわせて行いまして、これらを参考に次回特別委員会にて見直しの方向性についてご審議いただきまして、特別委員会としての最終報告をまとめていただきたいと思いますと考えております。

その結果については、審議会にもご報告させていただくこととなりますので、引き続きよろしく願いいたします。

都市計画道路の見直しの中間報告について、事務局からの説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいま幹事のほうから説明がありました、都市計画道路の見直しにつきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

すみませんが、もう一度慶万浦山線西、東の説明をしていただけますでしょうか。廃止についての説明です。

(幹事)

慶万浦山線の廃止のところのF・G・H区間になるかと思いますが、説明させていただきます。

グループ3として、その路線の持つ機能については、現道等を活用した機能代替が可能と考えられる路線であり、交通需要が低いなどの都市計画道路としての必要性が低い路線ということが大前提でございまして、それに加えまして先ほどのF・G・H区間これについても現状は山麓の傾斜地に建物が密集しておりまして、整備を実施することになりますと大規模な地形改変を必要としますので、その周辺市街地への影響が大きいことを考えますと、整備の実現性に大きな課題があるということで廃止検討路線で整理しております。

(委員)

先ほどの説明の中で慶万浦山線東についてですが、高低差があり現実性が乏しいということを言われたと思うのですが、実際慶万浦山線は国道2号線が朝夕かなり交通渋滞がひどいので、う回路で利用されるとどうかなと思います。

高低差の件ですが、慶万浦山線の東5-A、5-Bですが東川を渡るというのでかなりの高低差があると思います。そちらについてはどうお考えでしょうか。

要は同じ高低差があると言うなら、扱いは同じではないかというように考えるのがいかがでしょうか。

(幹事)

まず慶万浦山線のA区間の高低差、今廃止ですけどこちらにつきましては先ほどもありましたようにこの地域には住居が密集しております。ですから、ここにいわゆる都市計画道路として16メートルの道路を整備することは現実的に問題があると考えて、今ある現道の市道の改良、機能強化をすることによって整備を進めていく、ただし16メートルという都市計画道路をここに設けることは現在考えないようにするという事です。それから風呂ヶ迫の方にある緑の部分ですけど、こちらは確かに言われるように高低差もありますが先ほども言いましたように交通ネットワークを考えていく上で国道315号線と国道2号線の交差点の三田川の渋滞、先ほども委員さんがおっしゃいましたように朝夕の渋滞が大変多いもので、それを緩和させるためにもこの区間の緑になって

いるところは、多少高低差があってもここは何らかの技術的な工法によって整備している。ゆる都市計画道路としてのネットワークをここで組む必要性があるということで、最小限のネットワークを組むということで、緑の路線は存続という形で考えております。

#### (委員)

廃止路線はわかるとして、今後やっていく路線は部長のお考えを聞きたいのですが、何年したらこの都市計画道路は完成しますか。100年たっても、200年たっても、完成しなければどうしようもないと思います。せめて、20年で完成すればよいのですが、このままだとできないのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

はっきりわからないのですが、都市計画道路があると家を建てる時に弊害が出ると思います。例えば、都市計画路線の上に家を建てたいと思っても都市計画路線があるから建ててはいけませんよという指導があるのでしょうか。それとも、都市計画道路があってもなくても自由に建てることができるのでしょうか。

#### (幹事)

難しい問題なんですけれども、まず都市計画決定をした中については、都市計画法53条である一定規模以下の建物は建てることができます。今回の長期未着手道路の調査は、昭和45年からの新しい都市計画法で拡大のまちづくりという形でつくって、道路のネットワークを形成しているというのが都市計画道路網です。それで、30年以上整備未着手の道路について検討していきましょうというのが、そもそものスタートラインです。その中で昨年度から5回の特別委員会として開催しています。

その中で都市計画道路の中ですでに整備された道路というのがあります。また今整備中の道路があります。そして未整備の中で長期未着手道路という路線をしぼっていったら、その中でさらに今後整備する必要がある路線というのが1番、2番の緑になっています。3番についてはいくつかの条件の中でその必要性が薄いというか、都市計画道路としての必要性が薄いという中で廃止すべきではないかという形で大きく整理してきております。

委員さんがおっしゃいましたように、あと何年たったらできるかというのは現実的には地域住民や市民の考え方なんですけれども、こういう整備する時に一方では今後どの未整備の路線を整備していくのかが現実的な形で目に見えてくる部分なんですけれども、それにつきましては様々なこのような手続きを経ると同時に、まちづくり総合計画、周南市でいきますと平成27年から平成36年までが第2次まちづくり総合計画になりますが、その中で優先順位が高い路線につきましては、それを整備していくこととなります。それと同時にもう1つ、まちづくり総合計画は市が定めて整備していくものですが、県道、国道についてはこういう計画との調整を図りながら、山口県や国土交通省に願

いしながら、まちづくりを進めていくこととなります。

#### (委員)

特別委員会の中で審議した経緯で、皆様に補足的に説明をしたいと思います。

今開いておられるお手元の資料で見ていただきたいんですが、慶万浦山線のF・G・H区間を見ていただくと茶色の線がありますが、これは現道です。実際にはバス路線も入っている現道です。実際にはせまい道路でありながら、地域の人たちの交通の足として使われているところなんですけども、実を言うところの整備を市がしようとした時に、都市計画道路とバッティングするわけです。都市計画があるが故に、この部分を整備できないという問題が起きます。それに近い状態が今度は慶万浦山線の東5-Aと書いてあるところですが、あそこは今地図に示していませんけれども、医師会病院などの施設があります。実はそこにたどりつくまでの道路はせまくて、皆さん多分ご利用されたことがあると思うのですが、いわゆる16メートルの道路が計画にあるにもかかわらず、実際の現道は4～6メートル、ここに救急で連れて行きたい、あるいは救急車が入る際にも不便があるのではないかと思います。

委員の意見の中には、ここがなくなると道路ができなくなって困るのではないかという意見もありました。実を言うところ都市計画道路ができるのはいくら何でも20年、30年たってしまうと今住んでる人が何のメリットもない、逆にこういうところをはずすかわりに、まちづくりをやってほしいという方にシフトした方がいいのではないかと、例えば6メートルの道路の歩道部分を広げるとか、そういうまちづくりをする方が、可能性がそちらの方がある、そういう議論をしておりました。今の方向としたらそういう結論が出て審議会にお出ししても、そこから住民説明をしながら地域相互のやりとりで理解が得られた上でないと、廃止とか存続とか決められない、だから言葉をよく見ていただくと廃止検討、存続検討であって、候補路線という言い方もしていませんし、廃止路線とも言うておりません。そういう意味で地元との対話をしながらやらないとこれは難しいのではないかなと思います。

委員さんが先ほど質問されましたけれども、20年後にはできるのか、30年後にはできるのかというのはやっぱり難しい。対話をしながら、住民が必要とするところにまちづくりの施策をいれていくという形になるんだと思います。委員会の中でもおおむねそのような形で皆さんにご理解いただいているのではないかと思います。まだ長丁場で途中段階で皆様方からご意見をいただきながら特別委員会も進めていきたいと思っています。

#### (会長)

ありがとうございました。

その他、ご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、本審議会で都市計画道路の見直しについて、報告を受けたこととします。

次に、周南市中心市街地活性化基本計画についての報告をお願いします。

#### (幹事)

周南市中心市街地活性化基本計画につきましては、中心市街地整備課から説明いたします。

#### (中心市街地整備課)

それでは、周南市中心市街地活性化基本計画についてご説明いたします。

お配りしております周南市中心市街地活性化基本計画概要版をご覧ください。

はじめにということで、平成 11 年徳山市時代ですが、旧中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定し中心市街地の再生に取り組んでまいりましたが、多様な社会ニーズ等に対応できず、中心市街地の衰退が深刻化いたしました。

このたび、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応する新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 25 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けることができました。

今後は、中心市街地がまるで公園のように誰もが集い憩えるみんなの公共空間となり、活動の拠点として地域の持続的な発展に寄与するため、官民連携により総合的かつ一体的に推進していきたいと考えております。

計画書の内容に入ります。

まずは中心市街地の現状と課題です。

集約型都市構造が形成されている。

居住ニーズが非常に高い。

来街者の中心が高齢者となっている。

中心市街地の空洞化が進み、賑わいと集客力を失っている。

高齢化社会等による新たな社会的ニーズに対応していない。

中心市街地は「まちの顔」として期待されている反面、満足度は著しく低い。

旧基本計画上の事業を実施するにあたり、実施主体、財源等が明確でなく、事業着手に至っていない。

これらのことがあげられます。

これらのことをふまえ、課題を大きく 2 つに整理しました。

課題 1 としましては、新たな来街者を呼び込むために、商業機能に加えて +  $\alpha$  の付加価値を持つ公共空間として再生することです。これは商業機能のみではなく、都市機能、都市基盤、都市景観を活用した新たな付加価値を創造して中心市街地の魅力を高め、誰もが行きたくなる公共空間として再生することが必要である、ということです。

課題2としましては、多様な都市機能を活用したサービスの提供や快適な都市環境の整備により、交流を促進して回遊性をつくる、ということです。これは拠点性の向上を図るとともに、快適さ、もてなしにあふれた環境を整備することにより、周辺地域を含めた交流を促進し、回遊性を高めることが必要であるということです。

続きまして計画期間ですが、平成25年4月から平成30年3月までの5年間としております。

その計画区域は、5年間で集中的に事業を行う範囲としまして、徳山港から県の総合庁舎までを含めた約102ヘクタール、赤い破線で囲んであるエリアですが、これを計画区域としております。

続きまして、中心市街地におけるまちづくりの理念と基本方針です。

まちのストックを活かした豊かな心を育む公園都市（パークタウン）周南として、中心市街地がまるで公園のように誰にとっても居心地がよく、豊かな心が育まれるみんなの公共空間となるよう、まちづくりを推進していきます。

また、基本方針を2つ掲げています。

基本方針1「新陳代謝と楽しさのあるまちづくり」、基本方針2「ゆとりと交流のあるまちづくり」、としています。

それらを受けての活性化の目標ですが、1つ目の目標として、みんなが行きたくなる魅力あるモノやサービスがあふれるまち、としております。この目標に対する数値目標を中心市街地等の新規出店数、5年間の累計を、平成20年から平成24年は100店舗ありましたが、平成25年から平成29年までの計画期間では149店舗にする、としております。

そして、2つ目の目標として、みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまちとしており、この目標に対する数値目標は、街なかの歩行者通行量、主要14地点の合計を平成24年の25,278人から平成29年には28,000人にすることを目標としております。

続きまして、活性化のための実際の実施内容です。

黒字が行政主体事業、赤字が民間主体事業、青字が行政と民間の共同事業です。

行政主体事業としましては駅周辺整備事業、庁舎建設、バリアフリー事業があります。

民間事業としましては、イベントなどのソフト事業を多く掲載しております。

活性化基本計画では、フォローアップとして、事業の進捗とその効果を検証することになっており、各年度につきましても進捗状況の調査を行い、状況に応じて改善措置を講じ、最終年度には事業の進捗状況及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証します。

最後に活性化の推進体制ですが、商工会議所、商店街、民間事業者等、多くの関係者が一体となってまちづくりに取り組み、行政による活性化に向けた政策展開のもと、活

活性化協議会が関係者間の調整を行い、まちづくり会社がこれの主体となって、まちづくりを推進していくことが重要です。

この図にありますように、すべての関係者が連携しながら推進していくことが大変重要となります。

活性化基本計画の説明は以上となりますが、この活性化基本計画の主要事業の1つであります徳山駅周辺整備事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。

現在実施中の徳山駅周辺整備事業の全体計画図です。

北口駅前広場、南口駅前広場、それらをバリアフリー経路で繋ぐ南北自由通路、橋上駅舎。

そして、駅東側の駐輪場、区画道路、ポケットパーク、5月に徳山駅周辺デザイン会議から答申がありました新たな駅ビル。そして西側の駐車場、駐輪場。

これらの事業を順次進めているところです。

それでは、平成22年度に都市計画の変更を行いました南北の駅前広場についてご説明いたします。

まずは、北口駅前広場です。

必要な施設の配置検討を行いまして、バスの降車場は現在、御幸通り、銀座通りなどにありますが、これを広場内に配置し、バスと鉄道の相互乗り換えの利便性の強化を図ります。

広場の東側と南側に、広い歩行者空間を確保します。

南北自由道路と広場がつながる東側に広い歩行者空間を設けることにより、既存商店街との連携強化を図ります。

このような整備を行うには、現況7,400平方メートルの広場を7,800平方メートルにする必要があり、広場を南側に4メートル拡幅します。

このように広場を拡幅することで、環境空間比は、0.53を確保しました。

続きまして、南口駅前広場です。

食い違った変則の交差点を改良するため、広場を西側に拡幅します。

送迎用駐車帯を設置し、交通結節機能を強化し、バリアフリーにも配慮します。

そのため、現在2,980平方メートルの広場を3,800平方メートルとし、環境空間比も0.32から0.44としました。

続きまして、事業経緯をご説明します。

平成20年度、21年度におきましては、徳山駅周辺デザイン会議、徳山駅周辺まちづくりシンポジウムを開催しました。

その後、平成22年11月、周南市都市計画審議会、山口県都市計画審議会を経て12月に都市計画告示決定、そして事業認可をいただきまして事業に着手しております。

平成23年1月、JRと協定を締結しまして、9月に地元説明会を行いました。

そして、南北自由通路安全祈願祭を行い、平成24年6月に橋上駅舎部本体工事を開始しました。

平成24年9月に鉄骨作業が開始され、平成25年5月には橋上駅舎連絡通路部が完成しております。

先ほどの写真の橋上駅舎通路部分がこちらになります。

この通路部分が完成し、引き続き南北自由通路部分の工事に着手するため、5月27日の始発から、旧乗換え跨線橋が通行止めとなり、撤去が始まりました。

現在は、在来線の改札の位置は変わっていませんが、3番、4番のりば、新幹線ホームに行かれる際には、新しい橋上駅舎の通路をご利用していただくことになります。

新しい通路には、エレベーターと昇りのエスカレーターが設置されていますので、利用しやすくなっています。

これは、旧乗換え跨線橋の撤去の写真で、7月4日には、このような状況で旧跨線橋を撤去中でした。

昨日には、撤去が完了してしまして、新しい自由通路の鉄骨作業が進んでおります。

最後に整備スケジュールですが、先ほどご説明しましたが、南北自由通路及び橋上駅舎が平成26年度に完成します。

そして、南口駅前広場整備は、平成25年度から26年度で行う予定です。

そして駅東側駐車場と区画道路を、平成26年度。

新駅ビルの整備は平成27年度から着手し、駅西側駐車場、駐輪場と併せて平成29年度完成予定です。

その後、平成29年度以降、北口駅前広場とポケットパーク広場の整備を行います。

以上、簡単ではございますが、中心市街地活性化基本計画、徳山駅周辺整備事業について、ご説明を終わります。

#### (会長)

ありがとうございます。ただいま幹事のほうから説明がありました、周南市中心市街地活性化基本計画につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

ご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、本審議会で周南市中心市街地活性化基本計画についての報告を受けたこととします。

本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。もしあればこの際にお出しただければと思います。

ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。

よろしく申し上げます。

(幹事)

ご審議、ありがとうございました。

事務局からの連絡事項といたしましては、特にございません。

以上をもちまして、第19回周南市都市計画審議会を終了致します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会 15時10分